

堺障サ第2905号
令和7年3月12日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

堺市長 永藤 英機
(公 印 省 略)

【重要】令和7年度当初における届出等について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年度当初に届出を要する事項等について、下記のとおり通知いたしますので、根拠法令、関係法令等を十分御確認の上、必要に応じて適切に対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 提出期限等について

(1) 提出期限

令和7年4月15日（火）※郵送の場合は、当日消印有効

(2) 提出方法

郵送又は電子メール

※堺市ウェブサイトの「制度変更等のお知らせ」のページにより、必要な提出書類を確認の上、提出してください。

2 前年度実績等を踏まえて届け出る加算等について

前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等については、特例により令和7年4月中に届け出ることにより、同年4月1日サービス提供分から算定することが認められています。対象の加算等を既に算定している事業所及び同年4月1日サービス提供分から算定しようとする事業所は、添付書類を確認の上、必要な届出を行ってください。

※届出を行った加算等の区分と請求における加算等の区分とが一致しない場合は、給付費の支払が正しく行われなことがあるため、届出内容を十分確認してください。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書について

福祉・介護職員等処遇改善加算については、加算を取得する月の前々月の末日までに計画書の届出が必要ですが、令和7年4月又は5月からこれらの加算を取得しようとする事業所の計画書等の届出期限については、厚生労働省からの通知により、令和7年4月15日（火）とされています。

つきましては、これらの加算を令和7年4月又は5月から取得しようとする事業所（令和6年

度から引き続き取得する事業所を含みます。)は、必要な届出を行ってください。

※当該加算を取得しない事業所においては、届出をする必要はありません。

※計画書の提出がない場合は、当該加算を取得しないと判断しますので、算定する場合は必ず計画書を提出してください。

4 令和6年度報酬改定等に係る主な変更事項について

(1) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化について（全事業所）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算することとなっています。この規定の適用に当たっては、令和7年3月31日までは一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置がありますが、令和7年4月1日以後は、計画が未策定の事業所においては、減算を適用することとなりますので、御留意ください。

(2) 地域との連携等について（共同生活援助、障害者支援施設）

各事業所等に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組が義務付けられました。この規定の適用に当たっては、令和7年3月31日までの期間においては努力義務とされていますが、令和7年4月1日以後は、これが法的義務となります。

(3) 基礎的研修開始に伴う対応について（就労移行支援、就労定着支援）

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とすることが通知で明記されました。令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱われますが、令和10年度以後は、基礎的研修受講者しか配置できませんので、御留意ください。

(4) 機能強化型（継続）サービス利用支援費について（計画相談支援）

機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定する事業所の要件について、「協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること」が追加されました。経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までは、同要件を満たしているものとみなしますが、令和7年4月1日以後は、要件を満たしていないと算定できませんので、御留意ください。

【問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

電 話 072-228-7510

ファックス 072-228-8918

電子メール jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp